

「公民連携 公園利活用トライアル事業」広報業務 委託仕様書

1 委託業務名称

「公民連携 公園利活用トライアル事業」広報業務

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日（木）まで

3 委託業務内容

(1) 実施計画の策定及び業務の推進

本業務の推進に当たっては、以下の業務内容に基づいた実施計画を策定し、本市の承認を得ること。

適切に業務の進行管理ができる、同種業務の実績がある統括責任者を配置すること。

① 誘客広報

「公民連携 公園利活用トライアル事業（以下「事業」という。）」の実施期間中（令和3年9月～11月）、事業内容について効果的かつ分かりやすくPRし、誘客につなげること。

事業の内容は多岐にわたることから、本市公式ウェブサイト「京都市情報館」に、事業の詳細を掲載するページを設ける予定である。以下の広報媒体は、本市ウェブサイトの閲覧を促すことを主目的としつつも、それぞれの広報物自体でも一定誘客を促せるよう、デザイン等を工夫すること。

ア インターネット広告・SNS広告

- 想定ターゲット層を検討のうえ、適切な媒体を選定すること。複数の媒体を組み合わせることも可とする。
- 広告のデザイン（最低1種）・出稿手続・運用等、必要な作業の一切を行うこと。
- 契約後速やかにデザイン方針・スケジュールについて本市と協議のうえ、作業に着手すること。
- 広告出稿料は20万円を目安に、委託料の範囲内で自由に提案すること。
- ターゲットを細かく設定できる媒体の特性を活用し、事業の実施期間中に柔軟かつ効果的な広報活動ができるよう、運用状況を分析のうえ、広告出稿料を適宜調整すること。
- 広告期間終了後、リーチ数、インプレッション数及び単価、リンククリック数及び単価並びにフリークエンシー等の結果について、媒体ごとにまとめて報告すること（様式不問）。

イ チラシ・ポスターデザイン

- 京都市営地下鉄等の本市が所管する施設への掲示又は周辺自治会等を通じた配布を想定したチラシ・ポスターのデザインを作成すること。
- 基本とするデザイン最低1種をA4版で作成のうえ、掲出箇所に合わせて適宜リサイズすることを想定している。本市の指示に応じてそれぞれのサイズに適した形でレイアウトを調整すること。
- 納品日は9月下旬とする。詳細は、本市と協議のうえ決定する。
- 印刷は本業務に含まれない。校了データは、本市の指定する形式で納品すること。

② 成果広報

事業の実施内容取材したうえで、事業を定性的な側面から総括する小冊子の版下を作成すること。

ア 版下製作

- 写真撮影・関係者へのインタビュー等必要な取材を行い、その結果をまとめて記事執筆・編集すること。
- 小冊子はA4版、全ページ4色フルカラーとすること。
- 小冊子は最低12ページとする。契約後速やかに編集方針・デザイン方針・スケジュールについて本市と協議のうえ、作業に着手すること。
- 取材日数は最低5日以上とし、事業で選定した7者の主要事業は、全て取材すること。

イ 校正

- 各ページの文字やレイアウト、デザイン等については、本市の確認を受け、指示に従い、2回校正を行う。
- 全ページについて最終校正を行う。

ウ 納品

- 納品日は12月上旬とする。詳細は、本市と協議のうえ決定する。
- 印刷は本業務に含まれない。作成した小冊子の版下の元データ、PDFデータ及び印刷に掛けることのできるデータ一式を、DVD-R又はその他の媒体により本市に提出すること。

エ 閲覧促進

小冊子は印刷物及びデジタルブックで公開する。特にデジタルブックについては、多くの方が閲覧する機会を創出できるよう、インターネット広告の活用や閲覧促進企画（閲覧者を対象としたプレゼント企画等）等を検討・実施すること。

③ 自主広報支援

- 広報紙「きょうと市民しんぶん」や本市公式ウェブサイト「京都市情報館」等，自主広報媒体への情報掲載を本市が行うに当たって，本業務で製作したデザインや撮影した画像の加工等の活用について，支援を行うこと。
- 本市公式ウェブサイト「京都市情報館」に掲載する事業の詳細ページに，イベントカレンダー等必要なコンテンツを掲載する予定であり，デザイン面・技術面等について支援を行うこと。

(2) その他の業務

前述のもののほか，上限額の範囲内で，効果的な業務について積極的に提案すること。本市と協議のうえ，実施可能と判断したものは速やかに着手すること。

4 その他

- (1) 本業務の実施は，関係法令を遵守して行うこと。
- (2) 受託事業者は円滑に事務が進められるよう，十分な体制で臨むこと。
- (3) 本業務の実施に伴い，第三者に与えた損害は，本市の責に帰すべきものを除き，全て受託事業者の責任において処理すること。
- (4) 受託者は，本業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり，その他の目的に転用したりしてはならない。
- (5) 受託事業者は，当該委託事務を処理するための個人情報の取扱いについて，京都市個人情報保護制度の趣旨に基づき，適正に取り扱わなければならない。
- (6) 本業務の成果物の著作権は，全て本市に帰属するものとする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は，本市と協議のうえ，本市の決定に従うこと。